

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（菊池 孝君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第1、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、所得税法等の一部を改正する法律、所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が、法律に規定する日に交付されたことに伴い、改正しようとするものでございます。

改正された関係法令等の改正骨子は、特例適用利子等、または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するも

のでございます。

改正条文に沿ってご説明いたします。

1 ページをごらんください。

附則第18条の2の9は、法律改正に合わせて改正したものでございます。

4 ページをごらんください。

附則第18条の2の10は、附則第18条の2の9を新設することに伴う条のずれによる整備で  
ございます。

附則として、この条例は平成29年1月1日から施行することとしております。

以上、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され  
ました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第2号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里 学君） 議案第2号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、改正しようとするものでございます。

新旧対照表のほうの1ページをごらんください。

改正の内容は、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

附則では、施行期日を平成29年1月1日から施行することとしております。

以上、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第3号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 議案第3号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,145万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,067万9,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をごらんください。

歳入についてご説明いたします。

13款国庫支出金676万2,000円の増は、障害者自立支援医療費負担金219万円の増及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金450万円の計上によるものであります。

14款県支出金309万5,000円の増は、障害者自立支援医療費負担金109万5,000円の増、利用自肅牧草等処理円滑化事業費補助金200万円の計上によるものであります。

17款繰入金4,900万円の減は、財政調整基金繰入金4,900万円の減によるものであります。

18款繰越金8,057万7,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

19款諸収入2万5,000円の増は、平成27年度介護保険特別会計繰出金返還金の計上によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

1 款議会費48万5,000円の減は、職員手当等40万9,000円、職員共済組合負担金26万5,000円の減、費用弁償24万9,000円の増が主なものであります。

2 款総務費1,868万円の減は、職員給料1,032万5,000円、職員手当等956万円、職員共済組合負担金662万6,000円の減、職員研修委託料108万7,000円、旧役場庁舎等解体工事費403万5,000円の増、町勢要覧増刷に係る印刷製本費154万5,000円の計上が主なものであります。

3 款民生費1,548万4,000円の増は、職員給料232万8,000円の減、職員共済組合負担金299万1,000円の減、職員手当等119万2,000円の増、障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金450万円、障害者自立支援給付費過年度国県負担金返還金453万8,000円、臨時福祉給付金給付事業費過年度国庫補助金返還金137万5,000円、世田米保育園増築工事設計業務委託料355万4,000円の計上が主なものであります。

4 款衛生費56万8,000円の増は、職員給料27万2,000円、職員共済組合負担金53万4,000円の減、職員手当等136万9,000円の増によるものであります。

6 款農林業費1,276万5,000円の増は、職員給料614万2,000円、職員手当等351万4,000円の増、利用自粛牧草等処理円滑化事業費補助金200万円の計上が主なものであります。

7 款商工費22万円の増は、木材加工用備品購入費19万9,000円、観光プラットフォーム構築事業費補助金20万円の計上が主なものであります。

8 款土木費90万1,000円の減は、職員給料214万円、職員共済組合負担金118万1,000円の減、急傾斜地崩壊対策事業費等負担金250万円の増が主なものであります。

9 款消防費3,197万9,000円の増は、住田分署新築工事設計監理委託料の増によるものであります。

10 款教育費44万2,000円の増は、職員給料30万7,000円、職員手当等32万7,000円の増、職員共済組合負担金135万8,000円の減、自治公民館活動費補助金110万3,000円の増が主なものであります。

14 款予備費6万7,000円の増は、予算調整によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

11番、阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 2点お伺いいたします。

まず1点目では、全般にわたりまして給料がかなり減額になっておりまして、ふえたところ

ろは社会福祉総務費、林業総務費と保健体育のほうですか、あと幾らかありますが、ほとんどの項目で給料、職員手当、共済費が減額になっておりますが、この要因は何なのかを伺います。

それからもう一点は、12ページの6款1項4目19節の岩手県利用自肅牧草等円滑化、これ200万円も県のほうから10分の10で来ているわけですが、9月議会でもありましたが、たまっている乾燥牧草のことだと思っておりますが、処理に向けての事業だと思っておりますが、これだけのくらいの量が処理できるのかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 私からは1点目の人件費の関係についてご説明をいたします。

人件費のトータル的な明細につきましては、補正予算書の18ページ以降に記載されておりますが、今回の人件費の補正につきましては、平成28年度4月1日の人事異動に伴う予算の組み替えが主なものでございますし、加えて昨年度の退職、それから新年度の採用という関係もございまして、18ページをごらんいただきたいんですが、職員数で1名減ということになってございまして、それに伴う減額が大きな要因でございます。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは2点目の岩手県利用自肅牧草等円滑化事業費補助金の内容についてご説明いたします。

牧草を持っている農家が今7戸ありますけれども、その7戸の約130トンの搬送費に係る経費でございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 牧草のほうについて伺いますが、今、運搬の経費と答弁がありましたが、どこへ持って行って焼却処理するのかを伺います。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 一時保管場所を現在調整中でございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 一時保管ということは、焼却する予定はまだ立っていないということですか、伺います。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 住田町は放射性物質の暫定許容値をクリアしてございますので、本来であれば、最終処分方法として、現在ではすき込みも可能というふうに国が公表をしてございます。現在は一旦、一時保管をするという方法で対処したいというふうに考えてございます。

○議長（菊池 孝君） そのほかありませんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 9ページの2款総務費の1項一般管理費の15節旧役場庁舎解体工事にかかわって質問いたします。

今回、403万5,000円が補正ということでございますが、最終的には旧役場解体というのは幾らの工事費ということになるか、それから解体後の周辺整備計画の工程計画はどのような形で今進んでいるのかお聞きいたします。

2点目ですが、先ほど11番議員のほうからもありましたが、自粛牧草処理についてですけれども、これから9月末以降2回目の採草地の牧草の刈り取りが始まるということで、それで採草地に行く、この間の台風によって道路とか寸断とかされております。その辺のところがどのような形で、復旧のほうが間に合うように手配をとっているのかとか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 私からは1点目の旧役場庁舎の解体の関係でございますが、今回の補正につきましては、旧役場庁舎の周りの立ち木の伐採ですとか、処理の経費を当初見込んでおりませんでしたので、その追加と、それから備品等、物品等の処分費の追加でございます。

総額的なものでございますが、旧役場庁舎分につきましては5,000万円を切る金額でございますが、そのほかに土蔵、それから倉庫、それからいわゆる水道小屋という3つの建物も加えますと5,300万円ほどになる見込みでございます。

それから、解体後の利用ということでございますが、今後の生活改善センター等をどうするかということにも絡んできますので、当分は更地といいますか、そういうような状況になるかと思っております。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうから、2点目の牧草地への道路の復旧は進んでいるのかというご質問でございますけれども、農家と調整しながら現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 大体全体的には5,300万ぐらいということでございます。それで、この旧役場とか蔵とかなくなりますと、最後に残るのはN T Tの一番入り口にある建物になるわけですが、以前からこの話は出ておったわけですが、全部が更地になると、余計そのN T Tさんのほうがどこかに移設していただければなというふうな声が出てくるんだろーと思います。その辺のところも協議とかいろいろこれからしていく考えなのかどうか、今までの中で移設をすれば幾らぐらいかかるというふうに聞いているのかお聞きします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） お答えをいたします。

N T Tの敷地、中継所ですか、回線の敷地でございますが、新庁舎を建設する際に、建設場所を検討した際に、N T Tに確認した経緯がございます。当時ですと7億、8億の移設費用負担が生じるというふうに言われてございまして、その金額は今でも変わらないものと、あるいはそれ以上になろうかと思っております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第4号 平成28年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第4号 平成28年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,237万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,773万8,000円としようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書からをごらん願います。

初めに、歳入について説明いたします。

5款1項療養給付費等交付金26万9,000円の増は、平成27年度退職者医療療養給付費等交付金の追加交付分でございます。

9款2項基金繰入金4,537万6,000円の減は、財政調整基金繰入金の減でございます。

10款1項繰越金7,747万9,000円の増は、療養給付費等交付金繰越金1,477万6,000円の増及び前年度繰越金6,270万3,000円の増でございます。

次に、歳出について説明いたします。

2款1項療養諸費1,739万6,000円の増は、一般被保険者医療費保険者負担金の増及び退職被保険者等療養給付費の財源組み替えによるものでございます。

11款1項償還金及び還付加算金1,497万6,000円の増は、一般被保険者国保税過誤納還付金20万円の増及び平成27年度療養給付費等負担金返還金1,477万6,000円の増でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 平成28年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成28年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第5号 平成28年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第5号 平成28年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は繰越金の確定に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額の変更はございません。

補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をごらんください。

4款繰入金5万7,000円の減は、水道施設整備基金繰入金5万7,000円の減によるものでございます。

5款繰越金5万7,000円の増は、額の確定によるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 平成28年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成28年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第6号 平成28年度住田町下水道事業特別会計補正予

算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第6号 平成28年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,240万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をごらんください。

4款基金繰入金12万円の減は、下水道事業減債基金繰入金の減によるものでございます。

5款繰越金395万1,000円の増は、額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

1款下水道費383万1,000円の増は、下水道事業減債基金積立金の増によるものでございます。

2款公債費は財源組み替えによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 平成28年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成28年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第7号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第7号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

保険事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ901万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億447万7,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をごらんください。

3款国庫支出金14万5,000円の増は、2項国庫補助金、地域支援事業交付金の増によるものです。

4款支払基金交付金271万1,000円の増は、1項支払基金交付金、介護給付費交付金270万円の増が主なものであります。

5款県支出金7万2,000円の増は、2項県補助金、地域支援事業交付金の増によるものです。

7款繰入金434万7,000円の増は、1項一般会計繰入金、地域支援事業交付金7万2,000円

の増と2項基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金427万5,000円の増によるものです。

8款繰越金174万1,000円の増は、1項繰越金について前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

4款基金積立金、1項基金積立金261万6,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増であります。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業34万6,000円の増は、配食サービス業務委託料の増であります。

2項介護予防・生活支援サービス事業13万3,000円は、委託料から手数料への組み替えであります。

3項一般介護予防事業3万7,000円の増は、送迎業務委託料の減と手数料の増であります。

7款諸支出金、1項償還金、利子及び割引料601万7,000円の増は、過年度交付金の返還額確定と第1号被保険者保険料還付金の増によるものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ131万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ286万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

12ページをお開き願います。

なお、詳細は14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をごらんください。

2款繰越金、1項繰越金131万1,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

1款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費131万1,000円の増は、ケアマネジメント業務委託料の増が主なものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第8号 平成28年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第8号 平成28年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,328万7,000円にしようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書からをごらん願います。

歳入について説明いたします。

4款1項繰越金5万5,000円の減は、前年度繰越金の減でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の減は、前年度繰越金確定による後期高齢者医療広域連合納付金の減でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 平成28年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成28年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第9、議案第14号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。



議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 議案第14号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第5号）  
についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,375万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億4,443万7,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入をごらんください。

歳入についてご説明いたします。

13款国庫支出金4,685万8,000円の増は、災害等廃棄物処理事業費補助金25万8,000円、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金4,660万円の計上によるものであります。

17款繰入金4,350万円の増は、財政調整基金繰入金4,350万円の増によるものであります。

20款町債4,340万円の増は、公共土木施設災害復旧事業債4,340万円の計上によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出をごらんください。

3款民生費115万2,000円の増は、災害による住宅の応急修理給付金115万2,000円の計上によるものであります。

4款衛生費228万円の増は、災害等廃棄物処理業務委託料228万円の計上によるものであります。

11款災害復旧費1億3,025万4,000円の増は、測量設計委託料1,200万円、重機借上料2,290万円、工事費9,000万円、原材料費240万2,000円、農地、農業用施設災害復旧事業費補助金284万円の計上が主なものであります。

14款予備費7万2,000円の増は、予算調整によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） このたびの台風10号で被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、五葉・中沢地区の住宅の床上・床下浸水による復旧のために、地域住民やボランティアの方々が駆けつけて復旧に当たられたことに御礼を申し上げたいと思うわけです。おかげさまで、数日前から自宅で寝泊まりはできるようになったようでありまして、いずれ被害の大きさを改めて感じたところであります。

それで質問いたしますが、8ページの3款民生費、災害救助費、災害による住宅の応急修理給付金については、どのような基準で何戸に幾らの金額が支払われることになったか、まず第1点お伺いします。

第2点は、11款の災害復旧費、土木災害復旧費にかかわって、道路等を中心、のり面の崩壊等見ておられると思うのですが、河川の流れも大分変わっておりまして、河道掘削等を、町の管理の重要河川や町管理の川の状態をどのような状況で把握されているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 私のほうからは災害救助費の部分についてご説明いたします。

どのような基準で何戸に幾らということですが、この給付につきましては、暴風、豪雨、地震、その他の異常な自然現象による災害により被害を受けた町民に対し給付するものですが、災害救助法の適用にならなかったものについてということで、その応急修理についてであります。

今回、本町におきましては、町全体が災害救助法の適用の範囲外でありました。範囲内に適用になっていれば、国のほうから、所得要件等がありますが、災害救助法によりまして1戸当たり最大で57万6,000円という国の基準がありまして、その給付が受けられたわけですが、本町は外れておりますので、町単独でやろうとするものであります。

町単独でやる分につきましては、所得要件を外しておりますので、どのご家庭が被災を受けても受けられるということになりますが、その受けられる基準として大規模半壊または半壊の被害を受けた場合としております。これも国の基準と合わせてあります。

それで、額についても、国の基準の1件当たり57万6,000円を最大としております。応急修理にかかった額についてということになります。住居として住めるように応急修理した場合の最大で57万6,000円、57万6,000円かからなかった場合は、実額というんですか、実際にかかったお金に対して給付ということになるものであります。

今回の災害では床上が2戸、2件でしたので、2件について予定をしているものであります。

す。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 私からは河川の関係のご質問に対してお答えをいたします。

現在、ようやく河川の水が引いてきた状況でございます。詳しいところはまだ水が高かったのを見切れてはいないところでありましたけれども、これから渇水期に向けて、そういった作業をできる部分については、予算の範囲内で行っていければなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 災害救助費に関係してですけれども、今回、床上浸水されたご家庭の方々は、幸い近隣に親類があつて、そこへ避難されましたので、避難所の設置やそれらの対応はその方たちにお世話になったわけではありますが、なお、トイレとか風呂もすっかり被災されておまして、一部仮設トイレを設置しておるわけですけれども、それらへの援助等はないものかということと、いずれも床上浸水されたご家庭は高齢者の世帯でありますから、住宅再建に当たってもかなり大変で、高齢になったということで、住宅の共済保険も掛け金が大変なのでやめておったというようなことで、そういったものの利用もなかなか困難なようであります。

そこで、住宅再建に当たっては、災害救助に当たる支給金にあわせて、住田町で設置している住宅リフォームやバリアフリー化などの事業もあわせて利用することができないかどうか確認いたします。

あと、河川の関係についてはこれから調査ということでありますので、いずれ大分川の流れが変わって、次の大雨が出ると道路や住宅へ被害を及ぼすような河道の変更が見られるところもありますので、調査をしながら対応方よろしくお願ひしたいと思います。これは要望です。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 当課で所管してございます住宅リフォーム補助でございますけれども、これの部分については、先ほど保健課長からご説明あつた部分の経費を差し引いて、残りの部分で活用することは可能だというふうには考えてございます。ただ、うちのほうの規定ですと、1回使うと使えないという部分がございますので、使い方は工夫が必要かなという部分は感じております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 11番、阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 7ページの歳入についてお伺いいたします。

予算の内容ですが、国から来る分も4,660万ほどあるわけですが、あらかた3分の2は町の持ち出しということになります。この中で気仙川が滝観洞を基準にしているわけですが、五葉小学校から上は町の管理になっていると聞きましたが、どう見ても私たちは、県道もありますし、県の管理ではないのではないかなというふうに感ずるところがありますが、そういう基準等があつてそうなっているんですが、本来、国とかそういう部分で管理するべきではないと思うんですが、町ではどういう捉え方をしているのかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議員ご指摘のとおり、管理区分については、五葉小学校のところ、桧山側との合流地点から下流が県管理、それから上流は町管理ということでなっております。

経緯について調べてみた部分ではありますけれども、なかなか当時のことを確認してはございません。そこから上流の部分について町で管理するということにはなっておりますけれども、なかなか難しい部分がございます。議員ご指摘のとおり、その辺について機会があれば検討ということは今現在考えてございます。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 実際、私たちも行っているわけですが、どう見てもこれは県なのではないのかなというふうに思ったわけですが、そうではないということをお現地で言われたりしました。ちょっとなと思ったわけですが、今これからということですが、まずそういう見直しもぜひ働きかけてほしいと思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 要望。

○11番（阿部祐一君） 要望。

○議長（菊池 孝君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、先ほど5番議員のほうからもありましたが、住宅の応急修理の給付金についてかかわってお尋ねいたします。

もう一度、課長のほうに確認をいたしますが、1戸当たり57万6,000円ということですが、

これはそれ以下の場合には実費の分を支給するということですね。リフォーム資金を例えば使うという場合は、その使った部分を差し引いた分がリフォームということで受け取ってよろしいのですか、確認いたします。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） あわせてお答えいたしますが、議員ご質問のとおり、もし応急修理にかかる額が30万円であれば30万円を支給するものでありますし、60万円かかった場合は、すみませんが57万6,000円ということになります。60万円かかって、その残りの分、もしリフォームで見られるのであれば、見られますので、そちらで見るという形になります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 私も何度か現地のほうを見ているのですけれども、これからリフォームと申しますか、始まります。準備を今しているところなんです、とても57万6,000円とかそういう金額でできるものではありません。ボイラー1つとったって、もう30万円とかそのぐらいはその機器だけでなりますので。

私、提案をしたいのですが、このような場合は、リフォームの場合は最大150万まで使えるわけですが、やはりこの応急給付金とは別に、リフォームも最大限使えるようにして工夫してあげるべきだと思います。恐らく何百万とかかると思います。いずれ床も上げてしまって、そこからですので、大変な今状態になっておりますので、ぜひその辺は検討していただきたいと思ひますし、それから、けさほどの岩手日報の新聞のほうに、宮古市のほうで水道料を減免するというふうな記事が出ております。確かに現場は当初泥だらけでして、水でいろんなものを洗ったりしないと、とてももうだめなんですね。五葉地区は簡易水道にはなっておりますが、そういう簡易水道の部分について、これは宮古市もそうですし、よその自治体のほうも今これから検討するということですが、例えば、住宅が全壊、大規模半壊した場合は全額、その月、8月、9月とかですね、全額免除する、あるいは床上・床下浸水の場合は基本料金のみとするとかというふうに出ておりますので、ぜひ当町でもそれは検討していただきたいなというふうに思ひます。

○議長（菊池 孝君） 建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） リフォームの部分についてでございますけれども、要綱がございますので、災害規定等については想定していない部分ですので、現行どおりということになるかというふうに思っております。

水道料の部分につきましては、議員ご指摘のとおり減免規定等、適用になるものであれば

していきたいと思いますし、あと使用量の部分については認定制度もございますので、そちら他市町村の事例等も見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 最後になりますけれども、被災をされた方々が役場の窓口のほうに訪れまして、どこに相談に行ったらいいかということで、訪ねてきたりしているんだそうです。そうしますと、この件はこちらの課ですよとか、そちらの課ですよとかというふうに回されると、そういうことで大変精神的にも疲れているところですので、役場に行ったら回り回しにされるような形になって、心が折れるというふうな話を実際に聞いております。ですから、例えば総務課だったら総務課に、こういうような場合はワンストップにして、それで例えばこういうような各課の支援制度がありますよというのを表などにさせていただいて、そういうものを説明すると。その説明のときには、各課に行ってくださいじゃなくて、同じフロアとかにいるわけですから、担当課の職員に来てもらって、そこで説明をしてあげるとか、そういう丁寧な対応が必要だろうと思います。

私が何回も言っているのは、この五葉地域の今回の災害を教訓として、とにかく各課でいろんなところを見直していただきたいということでございます。

総務課長のほうから一言。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） いろいろ今回の災害でさまざまな教訓、課題があったわけですが、議員ご指摘のとおり、今のご提言につきましても今後の教訓として改めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第5号）を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第10、議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

今回の財産取得の目的は、消防団の無線機を更新しようとするものであります。

これまでの携帯型無線機は平成11年度に購入したもので、17年経過し、バッテリーの劣化や部品の調達が困難な状況になってきており、また利用範囲も狭いなどの課題がありました。

今回配備しようとする無線機は、大船渡地区消防組合が平成24年度の高機能デジタル消防

指令センター整備事業で町内に整備した基地局を利用することができるため、町内ほぼ全域での利用が可能になるとともに、同じ事業で配備された車載無線機とも相互通信が可能となるため、利便性がかなり向上することとなります。

購入しようとする財産は、可搬型無線機1台と携帯型無線機25台で、可搬型無線機は消防団本部に配備するもので、出力は10ワット、携帯型無線機は団本部、分団本部、各部に1台ずつ配備するもので、出力は5ワットであります。

取得予定価格は1,836万円、取得の方法は買い入れ、相手方は宮城県仙台市宮城野区扇町、株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部部長、矢澤秀昭氏であります。なお、納入期限は平成29年3月31日であります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第11、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

現在、職員が使用しているパソコンは平成23年に購入したのですが、購入後5年が経過し、経年に伴う端末故障の増やOSの変更などにより、安定的な業務継続が困難になってきております。

また、マイナンバー制度導入に伴う庁内セキュリティーの保持への対応も必要となっていることから、最新のウィンドウズOSに更新することで、業務の効率化と制度対応を図ろうとするものであります。

取得する財産は、デスクトップ型とノート型を合わせて120台、キーボード20台、光学ドライブ20台、ソフトウェア120本で、取得予定価格は1,295万539円であります。契約の相手方は株式会社山十代表取締役、伊東孝、取得方法は買い入れ、納品は平成28年10月31日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 相手方を見ますと陸前高田のほうなんです、住田町の業者ではこういうものを扱ってはいないのかな。それなりの、これ入札とかそういうようなのでやって決めたの。そこのところをちょっと。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 8月26日に指名競争入札ということで、管内合わせて6者ということで入札をした結果でございます。

[発言する人あり]

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 当然町内も入っております。

○議長（菊池 孝君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第12、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

今回の財産取得は、マイナンバー制度の開始に伴い、各自治体でのマイナンバーや個人情報の取り扱いに対しては、より一層厳格に取り扱うよう求められていることから、それに必要なシステムを購入し、その対応を図ろうとするものでございます。

マイナンバーや個人情報の取り扱いにつきましては、法律で定義されているところですが、

このほかにシステムやネットワーク上の対応として、1つにはマイナンバーを利用するパソコン、庁内の業務用パソコン、それからインターネット用パソコンの3つを分離したネットワークを構築すること、それから2つ目に、パソコンからのデータ持ち出しを制御すること、3つ目に、インターネットを利用するネットワークは、都道府県と協力をして情報セキュリティクラウドを構築することという3点について、総務大臣より全国の自治体に対して通知をされているものであります。

本庁のネットワークの状況により、求められる要件に従って、今回システムを補強しようとするものであります。

取得する財産につきましては、別紙一覧にお示しをしており、パソコンの操作記録の保存や接続媒体制御など、国が示すセキュリティー要件に対応するためのシステム等、各種備品であります。

契約の相手方はエクナ株式会社代表取締役、佐藤久で、取得予定価格は3,146万400円、取得方法は買い入れ、納品は平成29年2月28日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 情報セキュリティー強化ということでございますが、このセキュリティー強化につきましては、自治体間格差というのは結構あるんだというふうに聞いておりますが、このことをやることによってどの程度の強化ということになるんですか。レベル的にはどの程度になっているんでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） マイナンバー等の実施に伴って国から要求されているレベルというのは、それぞれ各自治体そろえようとして一斉にやるものですから、レベルはそんな違いはないというふうな認識でおります。

したがって、本町におきましても国で求められるシステムそのものを構築しようというふうに考えてございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） マイナンバー制度は既に始まっておりますし、これから自治体間とか国とかのほうの連携が始まるということで、セキュリティーを強めていかなきゃならない

うことだと思います。

それで、職員の方々の、今までパソコンでいろんな情報をネットで調べて業務に活用していたと思うんですが、今までとこれから、どういうふうにかこのことによってその使い方が、職員の方々が変わっていくものなんですか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） 先ほどご説明申し上げましたように、ネットワーク上の構築は3系統になるということですね。マイナンバーを活用するネットワーク、それからL G W A Nという今までの業務をしていたネットワーク、それから県でクラウドを構築するインターネット経由のネットワークということでございます。

したがって、マイナンバーのところは別にして、普通に使うコンピューターは各職員の使うコンピューターが2つになると、業務で使うのはそれぞれにいきますけれども、インターネット系を利用するのは各課に1つとか、そういうふうな形にこれからはなるということでございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、職員の方々は今まで自分のパソコンで、自前のといたしますか、前のパソコンでそれぞれ調べることができたのですが、そうすると、例えば企画財政課であれば、ネットで調べられるのは1台ということですか。各課1台ということになるということですか。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、吉田光也君。

○企画財政課長（吉田光也君） そういうことになります。タブレットを配置しまして、みんなが使えるような環境にしたいということを考えてございます。

○議長（菊池 孝君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第13、議案第12号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 提案者の説明を求めます。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 議案第12号の教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて説明を申し上げます。

提案いたしましたのは、教育委員会の委員の任命でございます。

神田謙一教育委員の任期満了に伴うものでありますけれども、再度、神田氏の選任をお願いするものであります。

神田氏につきましては、既に皆様ご承知のとおり、日本獣医畜産大学獣医学科を卒業後、

住田町農業協同組合畜産部家畜診療所に獣医師として採用され、その後、陸前高田市農業協同組合での勤務の後、現在は住田フーズ株式会社の常務取締役としてご活躍されております。教育分野にも深く携わっており、これまで住田町PTA連合会会長、岩手県PTA連合会理事などを務めるとともに、平成20年10月からは本町の教育委員として教育行政全般にわたりご提言をいただいているところであります。

経歴、人物、識見とも申し分なく、教育委員として適任の方でございますので、議員各位の同意を賜りますようお願いするものであります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから、議案第12号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第14、議案第13号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 提案者の説明を求めます。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 引き続き、議案第13号の教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて説明を申し上げます。

菊池恵教育委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、菊池氏の選任をお願いするものでございます。

菊池氏につきましては、北上市のご出身であり、県立黒沢尻南高等学校を卒業されました。平成4年、結婚を機に本町に移り住まれた後、自営であります有限会社菊池製材所で経理事務に従事されております。

私生活におかれましては、3人のお子さんの保護者として積極的にPTA活動に参加されるとともに、町保健推進員を努めるなどして地域活動にも非常に熱心な方であります。また、平成24年10月からは住田町教育委員として教育行政全般にわたりご提言をいただいているところであります。

経歴、人物、識見とも申し分なく、教育委員として適任の方でございますので、議員各位の同意を賜りますようお願いするものであります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから、議案第13号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎認定第1号～認定第6号の委員長報告、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第15、認定第1号 平成27年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 平成27年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 平成27年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 平成27年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第5号 平成27年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第6号 平成27年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

決算審査特別委員会委員長から審査報告が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、瀧本正徳君。

〔決算審査特別委員会委員長 瀧本正徳君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（瀧本正徳君） 平成28年9月9日、本委員会に付託されました平成27年度住田町一般、特別会計の歳入歳出決算の審査の経過と経緯についてご報告申し上げます。

本委員会は9月9日の本会議で設置され、委員長は私、瀧本正徳、副委員長に菅野浩正君が選出されました。

審査年月日及び審査結果については、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。

一般会計における歳入は52億7,501万円で、主なものは地方交付税、町債、町税、県支出金の順であります。依存財源率は79.02%と高く、特にも地方交付税は構成比率で18.01%を占めており、依存度が高く、影響が大きいことから、常に国・県、社会の動き、情報収集に努め、見通しを立てながら財政運営に当たっていただきたい。

主な自主財源である町税収入済額は5億92万円、歳入全体の収入比率は9.5%、徴収率は93.79%であります。また、町民の貴重な財産である立木売り払い代金については、平成27年度分は1,452万円ほどの収入未済となり、未済額累計で2億2,500万円を超えております。事業体の経営改善、償還等の計画もありますが、町として一層の工夫、積極的な未収金回収対策に当たっていただきたいものであります。

歳出は51億534万円、実質収支額は1億1,452万円となっております。町の大きな区切りとしての町制施行60周年記念事業、住民交流拠点施設の整備、社会体育館改修、特養すみた荘



建設補助金を初め、豊かさを求めての農・林・商工業振興施策、少子高齢化の進むこの町で、皆が心地よく安心して暮らせる町づくり、防災地域医療対策など、福祉向上の施策が積極的に進められております。

住田の将来を見据えた施策を評価する一方、木工団地2事業体への公金融資の未償還金問題や立木代金未済対策など多くの質問や意見が出されております。森林・林業日本一の町づくりを目指す住田町にとって、町の将来、林業施策を大きく左右する課題であります。町民に今の状況を伝え、知恵を出し合い、町の課題として将来に向かってともに解決に向かう道筋を立てるときと思います。

次に、国民健康保険特別会計では、収入決算額9億8,060万円、歳出は9億312万円となっております。保険税の収入未済累計額が督促料を含め1,467万円となり、今後とも一層の徴収率の向上、収入未済解消に努めるべきであります。被保険者数は、前年度比較103人減の1,545人で、一般被保険者療養給付費の件数は3.5%の減で、費用額では12.2%の減となっております。1人当たりの医療費がまだまだ上位となっていることから、予防対策を充実し、医療費の抑制策を進めるべきであります。

次に、簡易水道事業特別会計は、給水件数は4地区合計1,646件、歳入決算額は1億6,598万円、歳出は1億6,589万円となっております。歳出においては、起債償還金が1億2,060万円で、歳出総額の72.7%を占めており、中長期的な視点に立って将来の財政の負担の縮減、平準化を図ることが重要であります。

次に、下水道事業特別会計では、歳入決算額8,676万円、歳出決算額は8,281万円となっております。処理区域内人口1,922人、接続人口1,613人、年度末接続率は83.9%であります。さらなる接続率の向上を目指したいものであります。

次に、介護保険特別会計では、歳入決算額8億4,973万円、歳出決算額は8億4,799万円となっております。歳出の主なものは保険給付費で、歳出の91.06%を占め、サービス受給者件数は1万2,577件となっております。3年ごとの制度改正、介護保険料の見直しにかかわって、平成27年度からは制度維持のために保険料の大幅な引き上げとなっております。計画的財政運営等、一層の介護予防策を進めたいものであります。

介護サービス事業勘定では、歳入決算額373万円、歳出は241万円であり、ケアマネジメント業務委託件数は新規14件、継続651件となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額は7,275万円、歳出決算額は7,265万円であり、歳出の94.26%は後期高齢者医療広域連合納付金であります。

以上の会計には、共通して未収金対策が大きな課題として問われております。町税などの徴収率は他市町村のそれと比べ高く、徴収員や担当者の日々の努力を評価しながらも、一層の収入未済額の縮小、そして解消のため、総力を挙げた対応を望むものであります。

各会計の内容については、議長を除く全員が委員ですので割愛しますが、審査において検討・実施方向を示した事項については、町当局の早期で具体的な取り組みを期待するものであります。

審査の結果、各会計の認定について、9月14日、反対討論の後、採決を行い、一般会計は賛成少数で不認定と決定し、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計は、全員賛成で認定することに決定しました。

決算審査は、歳入としての財源確保と予算が趣旨と目的に従い適正に効率的に執行されたか、住民のためにどのような施策を進めたか、その効果は等々、さまざまな観点から審査を行ったものであります。この審査において交わされた質疑、指摘事項、そして提言は次年度以降の予算編成や執行に生かされ、町民生活の向上につながることを期待するものであります。

審査に当たられました委員並びに町当局の皆さんに感謝申し上げて、決算審査特別委員会の委員長報告とします。

○議長（菊池 孝君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから一括して討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。

4番、菅野浩正君。

○4番（菅野浩正君） まず初めに、今般の台風で被災されました皆様に改めてお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。

さて、本町におきましても大きな被害を受け、一日でも早い復旧と生活再建を願っております。平成27年度一般会計、特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

一般会計歳入52億7,501万円で、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療の特別会計を合わせた歳入合計は74億3,455万円で、前年比較8億3,342万円の減であります。歳出は一般会計51億534万円、特別会計と合わせた歳出合計は71億8,022万円、前年度比較8億1,918万円の減であります。

一般会計の予算に対して執行率は91.96%で、差し引き残額は1億6,966万円となっております。歳入について、町の主な自主財源であり、町民税、固定資産税とも前年度より徴収率

が上がり、滞納繰越額も減少しております。一般会計収入未済の合計は4億2,403万円で、繰越明許費における未収入特定財源を除いた滞納繰越額は3億660万円となり、大きな町政課題となっております。

決算審査について、予算の執行は適正かつ効率的に行われ、目的どおりの施策の効果、健全な財政運営がなされております。収入未済対策については、監査委員による決算審査意見書にも指摘されているように、徴収担当課を中心に全庁的な取り組みを行い、町民の理解が得られるような対応策を示し、さらなる回収努力を期待するものであります。

特に農林業振興貸付金の元金償還金については、平成26年度及び27年度分元金償還6,175万8,029円のうち、222万8,265円が納入されたことは未収金解消に向けた第一歩であります。未収金回収に向けて、さらなる努力を望むものであります。

また、2事業体の両組合の経営については、新しい体制の経営改善に努め、業績の回復を図っており、経営の安定化に向け、役職員、関係者一体となって、これまで以上に積極的に町として行うべき支援と指導を望むものであります。

次に、歳出であります。少子高齢化が進む中で、安心して暮らせる町づくりを目指して各種施策が積極的に展開されています。新庁舎を核とした木材の積極的な利用や重要性などの全国発信、総合戦略の策定、特別養護老人ホーム建設に向けた支援、保育料見直しによる子育て支援の充実、まち家世田米駅の活用による交流人口の拡大、鳥獣被害対策を含む農林業、商工業の産業振興策、安心安全な町づくりとして町道改良事業など、長期の事務事業が計画的に達成されることは評価するものであります。

高齢化が進む中、将来を見据えた健康づくり、充実した保健福祉関連事業、子育て支援、住田を担う子供たちの教育、人材育成策など計画的に推進されております。町では、これまでも人口増、所得向上対策を重要課題として捉え、各種施策を展開しておりますが、これまで以上に創意工夫を凝らした住民福祉向上のための健全な財政運営を維持しながら、積極的かつ効果的な施策の展開を図ることを期待するものであります。

以上、一般会計、特別会計全般にわたって、地域活性化、福祉向上策などの事業の推進のための財政運営を評価するものであり、平成27年度決算承認の立場で意見を申し上げます。議員各位のご賛同をいただきますよう、賛成討論といたします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 5番、佐々木春一であります。

平成27年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成27年度は町制施行60周年の節目の年であり、町総合計画後期基本計画の4年目でありました。人口ビジョン・総合戦略・総合計画の策定、特別養護老人ホームすみた荘の建設、保育料の3、4、5歳児無料化、子供医療費の無料制度を高校卒業年齢まで拡大など、子育て支援の充実に取り組んできたことは評価できます。

しかしながら、反対する第1の理由は、27年度当初の施政方針で木工団地の経営安定化を最優先課題として取り組むとしておりました。さかのぼりますと、平成18年4月に農林業振興資金を融資し、平成23年度より償還する計画でありましたが、平成23年12月に農林業振興資金貸し付けに係る償還計画の変更が提案され、平成26年度からの償還と償還期間を延長するということが内容でありました。

これを受けて、平成24年1月に議会より町長に対して申し入れを行い、平成24年6月には経営診断報告書が出されました。その時点で示された経営改善に向けた取り組み、町と事業体の対応に期待を持ちました。これまで償還年次に当たる26年度及び27年度分元金償還金6,175万8,029円のうち、222万8,265円の納入にとどまり、かつ立木売り払い未収金1,452万1円が増加し、総額2億2,584万4,929円となりました。平成18年4月に融資して以来、長きにわたり改善の兆しが見受けられなかったことは遺憾であり、苦渋の思いで指摘せざるを得ません。事業体の新たな経営改善の取り組み、町の方針を早期に町民に説明、報告すべきであります。

反対する第2の理由は、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担軽減として臨時福祉給付金が給付されましたが、支給の誤りが判明しました。対象者43人に87万円であります。質の高い行政サービスと町民満足度の向上を目標とする行政経営を進めなければならない立場から、町民の信頼を失うこととなります。制度の内容熟知と事務処理のチェック機能の徹底を望みます。

反対する第3の理由は、国民健康保険特別会計の決算では、歳入歳出差し引き残額は7,748万219円であります。この繰越金と国の低所得者負担軽減のために交付されている特別財政調整交付金を活用し、国保税の引き下げを含めた負担軽減を求めます。

反対する第4の理由は、平成26年秋の米価格の暴落と、国の戸別所得補償制度の廃止、経営所得安定対策推進事業費補助金の減額は、農業収入を大きく落ち込ませました。また、集落営農を推進する集落営農推進農林業振興会活動費補助金も減額となり、地域農業を維持していくための家族農業や集落営農を支える施策が喫緊の課題であります。

このように、町の主産業である林業と農業の停滞、将来の医療に対する不安は、町の重要課題である町民の暮らし豊かさ、所得向上にほど遠いことから、平成27年度一般会計歳入歳出決算を認定することに反対するものであります。

議員諸氏のご賛同を賜りますようお願いして、反対討論とします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） 3番の瀧本正徳であります。

先ほどは特別委員会報告を委員長の立場で報告しましたが、今は一人の議員として、平成27年度一般会計及び特別会計の決算について、今からの住田町のあるべき姿、林業の町づくり推進に思いをはせながら、賛成の立場で討論します。

詳細な金額や事業については何度も報告しておりますので省略しますが、歳入については、収入確保の努力が十分かと、実績はというふうな形で確認を進めてきました。主な自主財源、町民税や固定資産税の町税、合わせて5億92万円ですが、徴収率は93.79%となっております。他市町村と比べ徴収率は高いわけですが、収入未済の縮小、解消に一層の努力を期待するものであります。町民の貴重な財産、立木売り払い代金の収入未済が27年度ふえ、累計で2億2,584万円となっております。一般会計の収入未済合計で3億496万円ほどありますが、その74%を占め、今総力を挙げて対応しなければならない大きな課題と思っております。

木工団地2事業体の公金融資の未償還金問題については、一般質問、決算審査特別委員会でも何度も何度も繰り返してきましたが、この問題は、森林・林業日本一を目指す町の将来、林業の将来を左右する大きな問題であります。昨年の10月から2事業体、会社、従業員一丸となって本気になって改革、改善に取り組み、その成果と見通しが見え始めているところであります。この姿勢は大いに評価すべきであります。業績報告、経営改善計画、償還に期待するものであります。

町として、今できる対応を一步も二歩も進める責任ある姿勢、町民の声と知恵を聞く姿勢で、さらに一步も二歩もということで、町、議会、事業体など関係者による論議を重ね、一体となった対応をすべきときと思います。

平成27年度は町制施行60周年、将来を見据えた総合計画を盛んに論議しました。区切り、節目の年度でもありました。一般会計、特別会計の歳出から見る諸施策については、住民交流拠点施設、特養すみた荘建設補助、少子高齢化の進む我が住田の町民が心地よく安心して暮らせる町づくりを目指した諸策が進められていると思います。

公金融資の未償還や立木代金未収などのすぐ対応すべき大きな課題もあります。まさにそのとおりだと思います。しかしながら、総じて、住田町の将来を見据えて、豊かさを求めて、農業・林業・工業など産業振興策、安心安全の町づくり防災対策、そして、あしたの住田を担う子供たちの教育、人材育成に至るまでの事業一連であります。

山林が9割のこの町で、新庁舎をかなめとした木質・林業の町づくりを進めております。高齢化、過疎化の進む中で、安心して、豊かに、むくさかに暮らせる町、地域づくりを進め、当面自立の住田町として、町民主体の自立できる協働の町づくりと、この住田町の形、体を、あり方を求める施策が進められたとっております。10年、20年と将来の町の姿を見据えて、優先度に応じた町民、町のための施策の推進を評価したいと思います。今、難題難問が山積みということは自覚しております。だからこそ今、町、町民、議会が心と力を合わせて、ともに取り組むべきときであります。

以上、27年度決算承認賛成の立場から意見を申し上げました。議員の皆様の熟慮と賛同をいただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） これで討論を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 0時07分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

これから、認定第1号 平成27年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定しないとするものです。

この決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（菊池 孝君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号 平成27年度住田町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第2号 平成27年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第2号 平成27年度住田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第3号 平成27年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第3号 平成27年度住田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号 平成27年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第4号 平成27年度住田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第5号 平成27年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第5号 平成27年度住田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号 平成27年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、認定第6号 平成27年度住田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

第7回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時12分